



# はーと なび



一般社団法人 全国腎臓病協議会 通院介護委員会

〒170-0021 東京都文京区本駒込 2-29-24 パシフィックスクエア千石 802

2020年5月26日発行

TEL:03(5395)2631 FAX:03(5395)2831 E-mail:sougei@zjk.or.jp

## 「移動等円滑化の促進に関する基本方針」改正の見通し 重要性増す“心のバリアフリー”に関する啓発・教育

国土交通省は現在開会中国会に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案」を提出していますが、この法案が成立すれば、今後のバリアフリー制作の基本指針に相当する「移動等円滑化の促進に関する基本方針」（以下「基本方針」）も改正となる見通しです。公表された改正「基本方針」案では、令和2年度までに4万4千台の福祉タクシー（ユニバーサルデザインタクシー）を導入するこ

となどハード面の整備に関する目標値が明記されているほか、地域住民や関係者のバリアフリーに関する理解の増進や協力を意味する“心のバリアフリー”についての記述が改正前よりも大幅に増えています。かねてよりバリアフリー化の実現には人々の意識変革が必要とされておりますが、今後“心のバリアフリー”にむけた啓発・教育について地方自治体等の役割が重要となると考えられます。

## 《トピックス》

### 塩素系消毒液による送迎車両消毒 非塗装部分への使用はふき取りを

新型コロナウイルス感染予防対策として、手すり・ドアノブなど共用部へのアルコール消毒液等による清掃が推奨されています。アルコール消毒液（エタノール）が入手困難な場合、市販の塩素系漂白剤を希釈したものを代用することができます（次亜塩素酸ナトリウム液）。厚生労働省によると、共用部の消毒には水道水に塩素系漂白剤を溶かし、濃度0.05%になるよう薄めたものを用いることが推奨されています。くわしくは、厚生労働省の啓発資料をご覧ください；[厚生労働省「新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。」の周知について](#)

なお、次亜塩素酸ナトリウム液は、塩素系

漂白剤に含まれる消毒成分が徐々に分解され濃度が薄くなるため、長期の作り置きにはむきません。また、手指の消毒には使わないでください。送迎に使用する車の消毒には使用できますが、金属は錆びる可能性があります。金属部分、特に非塗装部分や塗装が剥げた部分には使用後ふき取ることが望ましいとされています。

また、経済産業省の発表によると、新型コロナウイルスには界面活性剤が有効とされています。界面活性剤は家庭用合成洗剤等に含まれており、先般ウイルス対策に有効な洗剤の商品名が公表されました；[経済産業省新型コロナウイルスに有効な界面活性剤を公表します（第一弾）](#)

車両メーカーのホームページでは家庭用

合成洗剤を水で薄めたものを用いた清掃方法が紹介されています；[TOYOTA 車のお手入れ（洗浄）について](#)

## 自動車検査証の有効期間の延長

### 6月中に終了の車両は7月1日まで

新型インフルエンザの緊急事態宣言の期間延長に伴い、自動車検査証の有効期間が令和2年6月1日から6月30日までの自動車について、全国一律に令和2年7月1日まで自動車検査証の有効期間が延長します。

対象車両は7月1日までに継続検査を受検すれば引き続き自動車を使用できます。また、有効期間延長のために特別な手続きはありません。

自動車損害賠償責任保険についても、継続検査を受検するまでに保険契約期間が終了する保険契約について、継続契約の手続きが最長7月1日まで猶予されます（締結手続の特例措置）。

※詳細は国土交通省のWEBページをご覧ください。

[http://www.mlit.go.jp/report/press/jid\\_oshu09\\_hh\\_000242.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/jid_oshu09_hh_000242.html)

# 《事務局より》

## ■活動状況報告書提出についてのお願い

いつも通院介護支援事業「活動状況報告書」をご送付いただきありがとうございます。例年5月をめぐりに前年度中の報告書提出をお願いしておりますが、新型コロナウイルスへの対応等による事業所の業務増大を拝察し、今回に限り提出期限を設けないことといたしました。記入済み次第、ご提出くださいますようお願いいたします。

## ■新型コロナウイルス対策について

5月25日に関東と北海道の緊急事態宣言が解除されたことにより、すべての都道府県が解除となりましたが、今後も感染予防が必要といわれています。各送迎事業所では引き続きウイルス対策にお取り組みください。また、WEB上では国や自治体等によるNPO法人の運営に関する支援対策が発表されています。以下にまとめましたので参考にしてください。

### 【NPO法人の運営等に関わる情報】

新型コロナウイルス感染拡大に係るNPO法Q&A（社員総会の開催についてなど）：[内閣府 NPO ホームページ](#)

### 【新型コロナウイルス対策支援情報】

経済産業省による事業者向けに各種支援情報の検索サービス：[新型コロナウイルス感染症対策の支援情報公開・検索サービス](#)

### 【持続化給付金】

売上が前年同月比で50%以上減少している場合、最大200万円まで支給：[経済産業省 持続化給付金](#)

※NPO法人も給付対象となります。また、法人税法の収益事業をしていない（確定申告をしていない）NPOも、特例を使って申請ができます。

※国の給付金のほかに、都道府県や市区町村が独自に給付を実施する場合があります。詳細は、各自治体のホームページでご確認ください。

### 【NPO向け助成金】

- [東京ボランティア・市民活動センター（助成金情報リンク集）](#)
- [日本財団（助成金情報リンク集）](#)
- [コロナ給付金プロジェクト（パブリックリソース財団）](#)